

平成21年6月29日

特許庁

中国・台湾での我が国地名の第三者による 商標出願問題への総合的支援策について（進捗状況の報告）

中国・台湾において我が国の地名や地域ブランド等が第三者によって出願され、商標登録されている問題に対し、特許庁は、昨年6月4日「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」を公表し、この問題の解決に向けて支援策を展開してきました。

その結果、中国において第三者が商標出願していた「奈良」や「鹿児島」等の8つの県名について、商標当局が拒絶の決定を下すなど、特許庁による取組の効果が確実に現れてきています。特許庁としては、引き続き実態の把握・分析に努めるとともに、各自治体に対する支援及び中国政府等への働きかけを行ってまいります。

1. 特許庁による総合的支援策

特許庁は、昨年6月4日、「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」として、①中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供、②北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置及び③適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけの3点を柱とする支援策を開始しました。

今般、総合的支援策を開始してからの1年間における実績及び成果について報告します。

2. 取組の実績

①中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供

「商標検索マニュアル」、「冒認出願対策リーフレット」及び「商標冒認出願対策マニュアル」の3種類のマニュアルを作成し、各地方経済産業局（全9局）、全47都道府県、全17政令指定都市及び63の農業関係団体に配布しました。併せて、農林水産省と協力しながら、関東（4回）、中部（2回）、近畿（3回）、中国（1回）、四国（1回）及び九州（2回）と国内各地で合計13回の説明会を開催し、多くの自治体及び関係業界の担当者に参加していただきました。

②北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

ジェトロ北京センター及び交流協会台北事務所に設置した「冒認商標問題特別相談窓口」及び特許庁では、専門家が対面や電話、電子メールで個別具体的な案件について相談に応じています。これまで約1年間で、ジェトロ北京センタ

一では11件、交流協会台北事務所では4件、特許庁では13件の相談を受け付け、これらに対し的確な助言及び支援を行ってきました。

③適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ

中国政府に対しては、日中商標長官会合や知的財産保護官民合同代表団派遣等の8つの各種会合において、他省庁とも連携をとりながら、関係機関に対して適切な審理を呼びかけてきました。また台湾に対しては、日台貿易経済会議等の場にて同様の働きかけをしています。

3. 取組の成果

中国及び台湾への継続的な働きかけの結果、今年に入り、中国及び台湾側から外国の地名について厳格に審査していくとの回答があるなど、この問題に対する姿勢に変化が見られます。また、実際に、中国において第三者が商標出願していた「奈良」や「鹿児島」等の8つの県名について、商標当局が拒絶の決定を下しており、特許庁による取組の効果が確実に現れてきています。

拒絶の決定が下された都道府県名：

長野、静岡、京都、奈良、広島、香川、福岡、鹿児島（合計8）

4. 今後の対応

特許庁は、引き続き他省庁と連携しつつ、第三者による出願等の実態の把握・分析に努めるとともに、マニュアルのさらなる充実、説明会を通じた情報提供、政府レベルでの働きかけ等の支援策に取り組んでいきます。

中国における第三者による商標出願問題の実態について調査を実施し、本日より公表しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_16_page_1.html

「中国商標冒認出願対策マニュアル」については、改訂版を作成し、6月10日より提供しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_240.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁総務部国際課 担当：片桐、鈴木

電話：03-3581-1101（内線 2567）

：03-3580-9827（直通）